

歩掛参考見積募集要領

次のとおり歩掛参考見積を募集します。

令和元年11月11日

独立行政法人水資源機構

愛知用水総合管理所長 安藤 昌文

1. 目的

この歩掛参考見積の募集は、愛知用水管理事業で予定している業務の積算の参考とするための作業歩掛をお願いするものです。

2. 歩掛参考見積書提出の資格

- (1) 水資源機構における平成31・32年度一般競争（指名競争）参加資格業者の認定を受けていることとします。
- (2) 営業に関し法律上必要とされる資格を有していることとします。
- (3) 当機構から「工事請負契約にかかる指名停止等の措置要領」（平成6年5月31日付け6経契第443号）に基づき、木曾川水系及び豊川水系関連区域において指名停止を受けていないこととします。

3. 歩掛参考見積書の提出等

- (1) 歩掛参考見積書は作業項目毎に必要な技術者の人数等を記載して提出して下さい。
なお、歩掛参考見積書の様式は問いません。

- (2) 提出期間

令和元年11月21日（木）から令和元年11月27日（水）まで
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日
午前9時から午後5時まで

- (3) 提出先

「独立行政法人水資源機構 愛知用水総合管理所長 安藤 昌文」宛

【担当者】調整課 水野

〒470-0151 愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字片平山 25-25

TEL 0561-39-5460 FAX 0561-39-5464

- (4) 提出方法

書面は持参、郵送又はFAX（いずれも社印があること）により提出して下さい。

4. 歩掛参考見積内容

- (1) 見積内容

歩掛参考見積内容については、別紙「愛知用水施設耐震照査その2業務見積条件」を参照して下さい。

- (2) 業務費の構成と見積範囲

- ① 本歩掛参考見積を適用する業務費の構成は、当機構が別に制定し、本社・支社局・本部

及び各事業所において公表している「積算基準及び積算資料（調査等編）」（以下「基準書」と表記。）によるものとします。

② 歩掛参考見積の範囲は、基準書で定義されている直接人件費のうち、別紙「愛知用水施設耐震照査歩掛見積条件」を実施するために必要な技術者の人数をお願いします。

(3) 技術者の職種と定義

国土交通省が公表している「平成 31 年度設計業務委託等技術者単価」における「技術者の職種区分定義」によるものとします。

(4) 歩掛参考見積件名

見積の件名は「愛知用水施設耐震照査その 2 業務（仮称）」としてください。

5. 募集要領に対する質問

この募集要領に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式自由）により提出下さい。

(1) 提出期間：令和元年 11 月 14 日（木）から令和元年 11 月 20 日（水）まで

持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日

午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 提出先：3. (3) に同じ

(3) 提出方法：3. (4) に同じ

6. 質問に対する回答

(1) 閲覧期間：質問提出期限の翌日から見積書提出期間終了まで

(2) 閲覧方法：ホームページに掲載します。

7. 歩掛参考見積書作成及び提出に要する費用

歩掛参考見積提出者の負担でお願いします。

8. ヒアリング

提出していただいた歩掛参考見積書について問合せをさせていただくことがあります。